プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	適用時期及び経過措置

I. 本資料の目的

1. 本資料は、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）の適用時期及び経過措置を検討することを目的としている。

II. 適用時期及び経過措置の検討

適用時期

2. 本実務対応報告については、次の理由から、2023 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の期首からの適用とすることが考えられる。

(1) 本実務対応報告では、電子記録移転有価証券表示権利等を保有する場合の発生及び消滅の認識について、会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）とは別途の定めを置くことから、本実務対応報告の適用にあたっては、一定の周知期間を設けることが有用と考えられる。

(2) 2019 年に改正された金融商品取引法（以下「改正金融商品取引法」という。）は既に 2020 年 5 月 1 日より施行されており、本実務対応報告を速やかに適用することへのニーズが想定されるが、別途、早期適用の定め（本資料第 4 項参照）を置くことにより、当該ニーズに対処することができる。

経過措置

3. 本実務対応報告においては、次の理由から、特段の経過措置の定めは置かないことが考えられる。

(1) 本実務対応報告は、電子記録移転有価証券表示権利等を保有する場合の発生及び消滅の認識に関する会計処理を除き、新たな会計処理及び開示を定めるものではない。

(2) 発生及び消滅の認識に関する会計処理についても、金融商品実務指針におけ

る約定日基準（金融商品実務指針第 22 項参照）と同様の例外的な認識規準を新たに定めるのみであるため、実務に与える影響は限定的であることが想定される。

早期適用

4. 本資料第 2 項(2)に記載のとおり、改正金融商品取引法は既に 2020 年 5 月 1 日より施行されており、本実務対応報告を速やかに適用することへのニーズが想定されることから、本実務対応報告を公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から早期適用することを認めることが考えられる。

III. 実務対応報告の文案

5. 前項までの提案とした場合の文案は以下のとおりである。

（本文）

適用時期

13. 本実務対応報告は、2023 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用する。ただし、本実務対応報告の公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から適用することができる。

（結論の背景）

Ⅳ. 適用時期

49. 本実務対応報告は、電子記録移転有価証券表示権利等を保有する場合の発生及び消滅の認識について、金融商品実務指針とは別途の定めを置いていることから、本実務対応報告の適用にあたっては、一定の周知期間を設けることが有用と考えられる。そのため、2023 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することとした。

また、本実務対応報告第 19 項のとおり、改正金融商品取引法は既に 2020 年 5 月 1 日より施行されており、本実務対応報告を速やかに適用することへのニーズが想定されることから、本実務対応報告を公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から早期適用することを認めることとした（本実務対応報告第 13 項参照）。

ディスカッション･ポイント
適用時期、経過措置及び早期適用の取扱いに関する事務局提案についてご意見を伺いたい。

以　上